

## 株式移転に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び第 815 条第 3 項第 3 号  
並びに会社法施行規則第 210 条に基づく開示事項)

2021 年 7 月 1 日

株式会社電算システムホールディングス

株式会社電算システム

2021年7月1日

## 株式移転に係る事後開示書面

岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地  
株式会社電算システムホールディングス  
代表取締役社長 田中 靖哲

岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地  
株式会社電算システム  
代表取締役社長執行役員 高橋 譲太

株式会社電算システム（以下「電算システム」といいます。）は、2021年3月25日開催の第54期定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2021年7月1日をもって、株式移転設立完全親会社である株式会社電算システムホールディングス（以下「電算システムホールディングス」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に際して、会社法第811条第1項第2号及び第815条第3項第3号並びに会社法施行規則第210条に定める開示事項は下記のとおりです。

### 記

1. 株式移転が効力を生じた日

2021年7月1日

2. 株式移転完全子会社における会社法第805条の2の規定による手続の経過

会社法第805条の2の規定により本株式移転の差止めを請求した株主はおりませんでした。

3. 株式移転完全子会社における会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過

電算システムは、会社法第806条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、2021年4月7日付で、電算システムの株主に対し、本株式移転をする旨、株式移転設立完全親会社である電算システムホールディングスの商号及び住所並びに買取口座を電子公告により公告いたしました。しかし、会社法第806条第1項の規定により株式買取請求をした株主はおりま

せんでした。

なお、本株式移転において、会社法第 808 条及び第 810 条の規定による手続については、該当事項はありません。

4. 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式数  
電算システム 普通株式 10,784,932 株

5. その他株式移転に関する重要な事項

(1) 電算システムホールディングスは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時における電算システムの株主に対し、その保有する電算システムの普通株式 1 株につき電算システムホールディングスの普通株式 1 株の割合をもって割当交付いたしました。

(2) 電算システムホールディングス設立時の資本金及び準備金に関する事項は以下のとおりです。

①資本金の額 : 2,469,146 千円

②資本準備金の額 : 2,169,002 千円

③利益準備金の額 : 0 円

(3) 電算システムホールディングスの普通株式は、2021 年 7 月 1 日に東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場いたしました。なお、電算システムの普通株式は、2021 年 6 月 29 日をもって、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部において上場廃止となりました。

以 上